

橋本市病院事業管理規程第2号

橋本市病院企業職員の地域手当支給規程の一部を改正する規程を、
別紙のとおり定める。

令和8年1月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市病院企業職員の地域手当支給規程の一部を改正する規程

橋本市病院企業職員の地域手当支給規程(令和7年病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(支給額等)</p> <p>第2条 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額(橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第24条に規定する休職者については、給料及び扶養手当の月額合計額)に、次の各号に掲げる地域手当の級の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(1) 1級地 100分の20</u></p> <p><u>(2) 2級地 100分の16</u></p> <p><u>(3) 3級地 100分の12</u></p> <p><u>(4) 4級地 100分の8</u></p> <p><u>(5) 5級地 100分の4</u></p> <p>2 略</p> <p>(医師及び歯科医師に係る地域手当支給の特例)</p> <p>第3条 地域手当の支給を受ける職員のうち、橋本市病院企業職員の給与に関する規程(平成18年橋本市病院事業管理規程第22号)別表第2医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師には、前条第1項の規定にかかわらず、当分の間、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に<u>100分の13</u>を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p>	<p>(支給額等)</p> <p>第2条 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額(橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第24条に規定する休職者については、給料及び扶養手当の月額合計額)に、次の各号に掲げる地域手当の級の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(1) 1級地から6級地まで 100分の5</u></p> <p><u>(2) 7級地 100分の3</u></p> <p>2 略</p> <p>(医師及び歯科医師に係る地域手当支給の特例)</p> <p>第3条 地域手当の支給を受ける職員のうち、橋本市病院企業職員の給与に関する規程(平成18年橋本市病院事業管理規程第22号)別表第2医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師には、前条第1項の規定にかかわらず、当分の間、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に<u>100分の14</u>を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p>

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。